

柏崎技術開発振興協会 見本市出展支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎技術開発振興協会（以下、「協会」という。）が行う見本市出展支援事業の実施における必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業者に対し、見本市出展に対する助成を行うことにより販路開拓や受注拡大を促進し、新たな事業展開や有望な産業分野への進出を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 当事業の対象者（以下、「助成対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 柏崎商工会議所機械金属工業部会又は一般工業部会のいずれかを主たる所属部会とする者
- (2) 柏崎市内に事業所を有する者で前号に規定する部会の対象業種に該当する者
- (3) 前2号に該当する者を経理責任者とするグループ

(助成対象事業)

第4条 当事業の対象見本市等（以下、「助成対象見本市」という。）は、助成対象者が主に生産する製品を展示する見本市等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する見本市は対象としない。

- (1) 協会及び柏崎市が主催又は出展等のとりまとめを行う見本市
- (2) 助成対象者が主催又は共催等である見本市
- (3) 自社製品の販売を行う見本市
- (4) 柏崎技術開発振興協会理事長（以下、「理事長」という。）が適当でないと判断する見本市

(助成対象経費)

第5条 当事業で助成対象とする経費（以下、「助成対象経費」という。）は、助成対象見本市に要する会場借上費（会場賃借料、ブース賃借料、出展小間料、見本市等参加負担金等）及びブース装飾に係る費用（ただし、申請者の所有物となる展示物及び機器、並びに基本仕様以外の電気工事費及び電気使用料を除く）から消費税及び地方消費税を除く額のうち、理事長が認める費用とする。

(助成金額等)

第6条 当事業の助成金（以下、「助成金」という。）は、助成対象経費の3分の2以内（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）の金額とし、50万円を限度とする。

2 前項の助成金は、助成対象見本市の開催初日が属する年度の協会の当事業の予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第7条 当事業の助成金交付を受けようとする者（以下、「申請事業者」という。）は、所定の様式にて助成対象見本市の申請書を理事長に提出しなければならない。

2 助成対象見本市の開催初日が属する年度において既に当事業の助成金交付の決定を受けた申

請事業者は、理事長が認める場合を除き、当該年度中において当事業の申請を行うことができない。

(交付決定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、助成金交付の採否を決定し、申請事業者に通知するものとする。

2 当事業の助成金交付を受ける助成対象者（以下、「助成事業者」という。）は、次の各号の事項について承諾するものとする。

(1) 助成金交付を受ける助成対象見本市（以下、助成見本市という。）出展後3年間、理事長から成果状況について調査要請があった場合、状況報告を行う。

(2) 当事業を紹介する広報媒体に、助成事業者に係る事業者名、代表者名、助成見本市名、住所、設立年月、資本金、従業員数、電話番号、メールアドレスを公開する。

3 助成事業者は、次の各号に掲げる日のうち、いずれか早く到来する日までに実績報告書を理事長に提出するものとする。

(1) 助成見本市終了の日から2か月を経過する日

(2) 助成見本市が終了する日が属する年度の3月15日

(助成事業の変更等)

第9条 助成事業者は、助成見本市出展を変更又は中止する場合は所定の申請書により理事長の承認を受けなければならない。

(助成金の請求)

第10条 助成事業者が助成金の交付を受けようとするときは、第8条第3項に規定する日までに所定の請求書を理事長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第11条 理事長は、助成見本市出展に係る実績報告書の提出に対し必要な検査を行い、適当と認めた場合、交付すべき助成金額を決定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の経理)

第12条 助成見本市出展に係る収支を明らかにした帳簿や証拠書類等は、当該助成見本市終了後から5年間、保管及び管理しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附記

平成22年制定

平成24年3月26日 第5条一部改定

平成26年6月25日 第3条、第5条一部改定